

◆ 応急診療所だより～医療や健康に関する情報をお伝えします～

休日・夜間の発病時に応急診療所をご利用ください

【問い合わせ】 医療福祉政策課 ☎ 22-9705 FAX 22-9673 ✉ iryoufukushi@city.iga.lg.jp

当診療所は、休日、夜間の急病時に対応するための診療所として関係者、関係機関の協力により運営されています。応急診療所は応急処置を行うところです。何日も前から同じ症状が出ている場合は、必ずかかりつけ医療機関で、平日の診療時間内に受診してください。

所在地 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

診察時間 ※受付は、診療時間終了の 30 分前までです。 ※診療科目 内科・小児科

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休日
9:00～12:00							●	●
14:00～17:00							●	●
20:00～23:00	●	●	●	●	●	●	●	●

◆持ち物

- 健康保険証
(75歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証)
- ※保険証がない場合は、診療代金が全額自費となります。
- 健康保険高齢受給者証(70～74歳の人のみ)
- 福祉医療費受給者証(子ども・一人親・障がい)
- 診療代金
- ※休日・夜間のため割り増し加算されます。
- ※クレジットカードでの支払いはできません。
- お薬手帳

◆ご注意ください。

- 薬の調剤は院外処方です。
処方は原則1日分です。ただし、連休・年末年始は除きます。
- 応急対応の診療所のため点滴やレントゲン検査などの医療機器は備えていません。
- 耳鼻科・歯科などは救急医療情報センターコールセンター(☎059-229-1199)にお問い合わせください。

◆市民活動にご利用ください

市民活動支援センターからのお知らせ

【問い合わせ】 市民活動支援センター ☎ 22-1511 FAX 22-0317 ✉ igasksc@ict.ne.jp

【はじめてのNPO・市民活動講座】を開講しています

「市民活動ってどうしたら参加できるの」「地域で仲間を見つけたいけど、どうすればいいの」など、市民活動に興味はあるけど、何から始めたらよいかわからない人も多いのではないのでしょうか。

そこで、市民活動に興味のある人、活動を始めたいと考えている人が、基本的な知識を学べる講座を随時開講しています。

【とき】 月～金曜日 午前9時30分から午後4時30分までの間の約1時間(休館日、市民活動支援センターの行事がある日を除く。)

【ところ】 市民活動支援センター

(ゆめぼりすセンター内) 交流スペース

【定員】

1講座あたり5人程度

【申込方法】

氏名・電話番号・受講希望日時を市民活動支援センターまでお伝えください。

市民活動団体を支援しています

市内に在住・在勤・在学している人で構成する市民活動団体などが、市民活動支援センターに登録手続きをすれば、次のサービスを受けることができます。

①情報発信できます

市民活動団体が発行したチラシや情報紙を市民活動支援センターに設置し、同センターのブログに掲載します。地区市民センターや公共施設にも配布します。

②印刷機が使えます

市民活動支援センター内の印刷機を使うことができます。ほかに、垂れ幕や横断幕を作成できる大判印刷機や紙折り機もあります。

【料金(1枚につき)】 白黒片面/1円、カラー片面/10円 用紙代:A4/1円、A3・B4/2円(用紙持ち込み可)

※大判印刷機の印刷料金は、お問い合わせください。

③交流スペース・メールボックス・ロッカーを使用できます(無料)

パブリックコメント(ご意見)募集

定住自立圏の形成に関する協定書(案)【山添村】



市では、奈良県山添村との定住自立圏の形成に向けて、連携する取り組みなどを記載した協定を締結することから、協定書(案)の内容についてパブリックコメントを募集します。

定住自立圏とは、「中心市」の都市機能と「近隣自治体」の魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方への定住を促進するための政策です。

中心市である伊賀市では、2016(平成28)年10月に京都府笠置町・南山城村と協定を締結し、「伊賀・山城南定住自立圏」を形成しました。福祉や防災などあらゆる分野で連携した取り組みを進めています。

【募集内容】 定住自立圏の形成に関する協定書(案)【山添村】に対するご意見

【閲覧場所】 ○市ホームページ ○本庁舎 1階ロビー
○総合政策課(本庁舎 4階) ○各支所振興課 ○各地区市民センター

【提出方法】

該当箇所とそれに対するご意見と住所・氏名・電話番号・件名を記入し、下記まで提出してください。

※提出いただいたご意見は、協定締結に向けた参考資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページで公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】 6月28日(金) 午後5時必着

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市企画振興部総合政策課

☎ 22-9620 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。

◆ 母子・父子・寡婦家庭の皆さんへ

ひとり親家庭を支援します

【問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646 ✉ kodomo@city.iga.lg.jp

◆ 高等職業訓練促進給付金等の支給事業

看護師(准看護師)などの資格の養成機関で1年以上の教育課程を修業し、資格取得が見込まれる場合に支給します。

【対象資格】 ○看護師(准看護師) ○介護福祉士

○保育士 ○理学療法士 ○作業療法士 ○歯科衛生士
○製菓衛生師 ○調理師 など

● 高等職業訓練促進給付金

【支給額】 市民税非課税世帯の場合：10万円/月

市民税課税世帯の場合：7万5000円/月

【支給期間】 修業する期間の全期間 ※上限は3年間

● 高等職業訓練修了支援給付金

【支給額】 市民税非課税世帯の場合：5万円

市民税課税世帯の場合：2万5,000円

【支給時期】 修了後に支給

◆ 自立支援教育訓練給付金支給事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

【対象講座】

○雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

○その他市長が特に必要と認める講座

【支給額】 対象講座の受講料の60%

※上限は20万円

※支給額が1万2,000円を超えない場合は対象になりません。

◆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を促し、子どもの福祉を充実させるため、低利または無利子で各種資金(事業開始資金、修学資金など)の貸付が受けられます。
※この事業を希望する場合は、事前に相談が必要です。

◆ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親・その子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合に支給します。

※この事業を希望する場合は、事前に相談が必要です。

【支給額】 対象講座の受講料の20%

※上限は10万円

※支給額が4,000円未満の場合は対象になりません。